令和７(2025)年度主な取組状況

令和８(2026)年 10 月　栃木県教育委員会

１　男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布

令和７(2025)年度の男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布は次のとおりでした。

ア　男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和７年度
男性	52.1%
女性	99.7%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和７年度
男性	- %
女性	100.0%

イ　男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	2.2%	0.0%	- %	- %
１週間以上２週間未満	6.0%	0.0%	- %	- %
２週間以上１月以下	33.6%	0.0%	- %	- %
１月超３月以下	23.1%	0.0%	- %	- %
３月超６月以下	13.4%	3.0%	- %	100.0%
６月超９月以下	11.2%	7.5%	- %	- %
９月超 12 月以下	6.7%	14.4%	- %	- %
12 月超 24 月以下	3.7%	45.2%	- %	- %
24 月超	0.0%	36.2%	- %	- %

※　男性会計年度任用職員の育児休業取得対象者なし

２　男性の妻の出産休暇及び妻の出産時の子の養育休暇の取得率

令和７(2025)年度の男性教職員の妻の出産休暇及び妻の出産時の子の養育休暇の取得率は次のとおりでした。

	取得率
妻の出産休暇	81.7%
出産時養育休暇	47.1%

妻の出産休暇…
　妻が出産のため病院に入院する等の日から出産の日後２週間を経過するまでの期間に、３日（日・時間単位）まで取得できる休暇。

妻の出産時の子の養育休暇…
　妻の出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）前から出産日後１年を経過するまでの期間に、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合、５日（日・時間単位）まで取得できる休暇。

３　年次休暇の取得率　（※対象：教育委員会事務局、県立学校）

令和７(2025)年度の年次休暇の平均取得日数及び取得率は次のとおりでした。

区分	平均取得日数	取得率
内部部局等	13.4 日	33.6%
内部部局等以外	14.3 日	35.9%

４　職員の勤務時間の状況　（※対象：教育委員会事務局、県立学校事務）

令和７(2025)年度の管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間は次のとおりでした。

区分	月平均
内部部局等	16.9 時間/月
内部部局等以外	7.2 時間/月

※　内部部局等は教育委員会事務局本局に勤務する職員であり、内部部局等以外は教育委員会事務局教育事務所、学校以外の教育機関及び県立学校事務室に勤務する職員である。

５　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

令和８(2026)年４月１日時点における、管理的地位（課長級以上（部長級及び課長級））にある職員に占める女性職員の割合は次のとおりでした。

管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	34.3%

６　各役職段階に占める女性職員の割合

令和８(2026)年４月１日時点における、各役職段階（部長級、課長級、課長補佐級及び係長級）に占める女性職員の割合は次のとおりでした。

区分	割合	伸び率 (R7 比)
部長級	20.0%	±0.0%
課長級	34.5%	+2.6%
課長補佐級	49.0%	+2.0%
係長級	49.7%	▲4.2%

７　任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に資する制度の概要

・職員によるハラスメント撲滅のための指針（令和３年 12 月改定）

８　任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要

・フレックスタイム制度（平成 31 年４月～）　※事務局職員のみ

【対象となる職員】育児又は介護を行う職員

※育児：小４までの子を養育する職員

介護：配偶者、父母、子、配偶者の父母等で要介護者の介護をする職員

・テレワーク

【対象となる職員】事務局職員・県立学校事務職員

【勤務場所】職員の自宅又はサテライトオフィス（本庁及び地方合同庁舎５箇所に設置）

【実施単位】原則１日又は４時間単位